

# 脳ドックの効用

早期発見  
脳ドックで見つかり、防ぐことができるものの多くは脳

**脳ドックの目的(1次予防)**  
病気になる前に再発を予防することを2次予防と呼びます。病気になる前に生活習慣を改めたり薬を飲んだりして、病気になる前に予防することを1次予防と呼びます。  
脳ドックの目的はこの1次予防にあります。脳ドックで見つかり、手術をすぐにしなくてはならない病気がまれです。予防的な治療を行いながら、経過観察をすることがほとんどです。



下田メディカルセンター  
内科部長  
中島 雅士

【問合せ先】  
下田メディカルセンター ☎ 2525

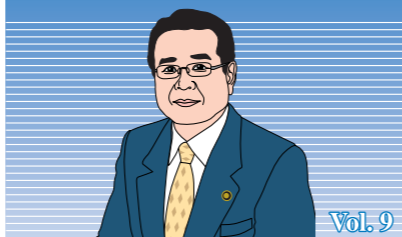
**脳ドックの中身**  
脳ドックは、単にCTやMRIを行うのではなく、血液

卒中です。脳卒中は、一見健康そうな人を、手足の麻痺やしびれ、めまいや頭痛として突然襲い、それがもとで死亡したり、寝たきりとなったり、あるいは、不自由となつてしまふ病気です。  
人はほけて他人の世話にはなりたくないと思う人はいません。寝たきりとなつておむつをかえてもらいたいと思う人もないでしょう。  
脳卒中は日本人の死因順位の上位となつており、認知症や寝たきりの最大の原因にもなつていきます。

検査や心電図、血圧、頸部エコーなど脳以外の検査結果も参考にします。糖尿病や不整脈、高血圧、動脈硬化が脳卒中の原因となるためです。

このような脳卒中のリスクがある方には、特に脳ドックをお勧めします。知らない間に、症状はない(無症候性)脳卒中をおこしていることがあるためです。  
なお、家系内に脳卒中や脳の病気がある方、またはリスクのある方以外は、40歳以下で脳ドックをうける必要はありません。それ以上で、健康が気になり始めた方は、毎年の健康診断とともに、脳ドックに挑戦してみてもいいでしょう。

## 快国航路



「コンパクトシティ政策が進められると、中心市街地に整備事業が集中して、それ以外の地域、周辺の農漁村が切り捨てられるのではないかと」という疑問や不安が生じます。  
下田市のようないくつかの地方都市は、市街地とその周辺に広がる農漁村と有機的な連携を作ってきました。昭和30年代、高度成長期以前は、中心市街地において、周辺の農漁村から生鮮野菜や魚介類が提供、現金化され、食品や衣料等の生活物資、農漁業を支える機械類や肥料、種苗などを扱う商店や生産物の食品加工業などが集積しました。  
市街地と農漁村部は経済的な関係だけでなく、通学や就職、行政や医療等のきわめて密接な関連のもとに成り立っていました。

しかし、高度成長期以降、この関係が大きく転換しました。製造業を中心とした経済成長政策、流通・交通システムの整備、大都会中心の生産物安定供給、農地の宅地化工場化、都市郊外拡大化等により、市街地と農漁村の関係が希薄になってしまいました。  
これが中心市街地の空洞化の予兆であると言つても過言ではありません。  
コンパクトシティは市街地をコンパクトにすることだけを意味しません。豊かな自然、農漁村、農漁業の再生とそれを前提とした中心市街地と農漁村の有機的な連携をめざしたものです。1次産業の活性化として、地産地消、6次産業化、特産品開発、地域ブランド化等が言われます。  
その推進の役割は中心市街地にあります。それぞれの商業施設、商業感性をフルに活用して、1次産業の活性化に寄与すべきです。  
それは同時に、中心市街地の活性になります。農漁村と中心市街地は相関であり相乗であります。

下田市長 楠山 俊介



支給は毎年 **6月 10月 2月**

子どもの明るい未来を  
みんなで育もう

# 児童手当制度

家庭における生活の安定とともに、次の社会を担う児童の健やかな成長に資する制度です。

問合せ先 福祉事務所社会福祉係 ⑥番窓口 ☎ 2216

## ● 支給対象

市内に居住し、中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方。



児童の年齢	児童手当の額(1人当たり月額)
3歳未満	一律15,000円
3歳以上 小学校修了前	10,000円(第1子、第2子) ※第3子以降は15,000円
中学生	一律10,000円

※第1子、第2子、第3子等の数え方は、18歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童の出生順です。

## ～所得制限限度額について～

目安として児童を養育している方の収入が833万円以上ある場合、児童1人当たり月額一律5,000円を支給します。 ※詳細についてはお問い合わせください。

## 児童手当制度支給の主なルール

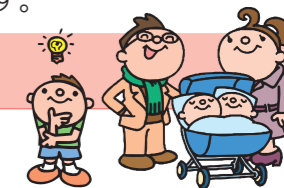
- ①原則として、児童が日本国内に住んでいる場合に支給します。
- ②父母が離婚協議中などにより別居している場合は、児童と同居している方に支給します。
- ③児童を養育している未成年後見人がいる場合は、その未成年後見人に支給します。

## 申請は出生や転入から15日以内に

お子さんが生まれたり、他の市区町村から転入したときは、福祉事務所社会福祉係で手続きが必要です(公務員の場合は原則勤務先での手続きとなります)。

原則として、申請した月の翌月分から手当を支給します。もし、手続きが遅れてしまった場合、**さかのぼって支給はできません**ので、申請は15日以内をお願いします。

## 6月は現況届の提出月 期限は6月28日(金)



6月分以降の児童手当等を受けるには現況届が必要です。対象者には書類を送付しておりますので、ご確認ください。  
現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件(一緒に住んでいるかどうかなど)を満たしているかどうかを確認するためのものです。  
※提出がない場合には、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

## 現況届に必要な書類

①健康保険被保険者証の写し、②印鑑、③平成25年1月1日時点で下田市に住居登録のなかった方は前住所地の市区町村長が発行する所得・課税証明書(平成24年分)